

重要

建設工事における最低制限価格制度の改正について

(設定基準の見直し)

令和2年1月6日
総務部 財政課

須坂市では、設計金額が130万円を超える建設工事の入札を対象とし、最低制限価格制度の適用を行っております。

平成31年4月、総務省及び国土交通省において建設工事に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の見直しが行われ、長野県においても失格基準の見直しを行いました。これを受けて、須坂市においても、最低制限価格の設定基準の引き上げを行い、より一層の工事の品質の確保及び工事監理体制の充実を図ります。

1 改正の内容

須坂市が発注する建設工事における最低制限価格の設定基準を以下のとおり改正します。

	最低制限価格	
	改正前	改正後
設定基準	予定価格の <u>87.5~90.0%</u>	予定価格の <u>89.5~94.5%</u>

※算定方法等については非公表

2 適用

令和2年4月1日以降の入札公告又は指名通知を行う案件より適用する。